

「事業系一般廃棄物処理手数料改定 事業者説明会 実施報告」

令和4年10月5日付けで、小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例が公布され、令和5年4月1日から、事業系一般廃棄物処理手数料が、1キログラムにつき24円から40円に改定される。

このため、事業系一般廃棄物収集運搬許可事業者（39事業者）及び同事業者に委託をして一般廃棄物を排出している事業者（390事業者）へ、令和4年10月に文書を送付して周知を図るとともに、下記のとおり説明会を実施して、手数料改定の理由・目的、手数料設定の考え方及び収集運搬委託への影響等について説明並びに質疑応答を行った。

1 収集運搬許可事業者対象説明会

- ① 日 時 令和4年11月9日（水）午後2時から午後2時20分まで
- ② 場 所 小平市リサイクルセンター 多目的ルーム
- ③ 参加事業者 9事業者（15名）

2 排出事業者対象説明会

(1) 第1回

- ① 日 時 令和4年11月16日（水）午後3時から午後3時30分まで
- ② 場 所 東部市民センター 集会室
- ③ 参加事業者 2事業者（2名）

(2) 第2回

- ① 日 時 令和4年11月22日（火）午後3時から午後3時20分まで
- ② 場 所 小川西町公民館 ホール
- ③ 参加事業者 2事業者（3名）

(3) 第3回

- ① 日 時 令和4年11月25日（金）午後3時から午後3時25分まで
- ② 場 所 小平市リサイクルセンター 多目的ルーム
- ③ 参加事業者 6事業者（8名）

(4) 第4回

- ① 日 時 令和4年11月25日（金）午後6時から午後6時20分まで
- ② 場 所 小平市リサイクルセンター 多目的ルーム
- ③ 参加事業者 1事業者（1名）

3 事業者からの主な質疑内容

- ① 手数料改定に伴う補助の有無
- ② 手数料改定期期の妥当性
- ③ 手数料算定根拠の妥当性
- ④ 次の手数料改定の時期